

所管部課	子ども未来部子ども家庭支援センター	部長	志村 明子		
件名	東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>子ども家庭庁支援局長通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」（以下「国要綱」）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>母子（父子）家庭高等職業訓練促進給付金支給における特例措置を撤廃し、修業期間の緩和及び対象資格の拡充を恒久化する。</p> <p>&lt;恒久化する内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修業期間の要件を1年以上から6月以上とする。</li> <li>・対象資格に、情報関係の資格を追加する。</li> </ul> <p>(2) 施行</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>国要綱の一部改正に沿った規則となり、適切な運用が図れる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>①目 的：母子家庭の母及び父子家庭の父に、能力開発のために受講した講座費用や就業に結び付きやすい資格を取得するために養成機関で修学している間の生活費の一部を支給することで、対象者の雇用の安定及び就職の促進を図る。</p> <p>②対象者：市内に住所を有している、母子家庭の母及び父子家庭の父</p> <p>なお、当該規則に係る国要綱について、今年度中に再度改正されることが見込まれている。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。